

徳交企甲第42号

平成16年3月25日

各 部 課 長
各 警 察 署 長
殿
(回議先 全課長)

保存期間	30年
------	-----

徳島県警察本部長

徳島県警察交通安全教育隊運用要領の制定について（通達）

近年における県下の交通死亡事故は、急速な少子高齢社会への移行や生活様式の多様化等に伴い、高齢者層の死亡事故が高い比率を占めているほか、夜間事故の致死率が高いこと、シートベルト非着用者の死者が多いことなどの特徴がみられる。

こうした中、内閣総理大臣施政方針演説の「今後10年間で交通事故死者を更に半減させ、道路交通に関して世界で一番安全な国を目指す。」（平成15年1月31日）を実現するには、中・長期的な観点から交通安全の水準をより向上させるための交通安全教育の充実強化が一層重要となる。

本県における交通安全教育については、各地域別に交通安全教育推進協議会等を設立し、啓蒙活動を行うこと等により一定の成果を上げてきているところではあるが、指導者不足等から、きめ細かな教育が十全に行き渡っているとは言い難い現状である。

そこで、県本部交通部交通企画課に交通安全教育指導者の育成を主たる目的とした交通安全教育隊を設置し、別添のとおり徳島県交通安全教育隊運用要領を定め、平成16年5月1日から運用することとしたので、効果が上がるよう配意されたい。

別添

徳島県警察交通安全教育隊運用要領

第1 目的

この要領は、徳島県警察交通安全教育隊（以下「教育隊」という。）の運用に関し必要な事項を定め、交通安全教育の充実により交通事故の抑止を図ることを目的とする。

第2 任務

教育隊の任務は、次のとおりとする。

- (1) 交通安全教育を行う指導者を育成すること（以下「指導者育成活動」という。）。
- (2) 交通安全教育を支援すること（以下「教育支援活動」という。）。
- (3) 交通安全教育を実施するための資機材の作成及び開発を行うこと。
- (4) その他交通安全教育を充実させるために必要な活動を行うこと。

第3 組織

1 編成

- (1) 教育隊は、交通企画課に置き、隊長、副隊長、隊長補佐及び隊員で編成する。
- (2) 隊長には交通安全管理官を、副隊長には指導官（交通安全教育担当）を、隊長補佐には課長補佐（交通安全教育担当）を、隊員には交通企画課交通安全教育係員をもって充てる。

2 隊長等の責務

- (1) 隊長は、教育隊の事務を統括し、副隊長、隊長補佐及び隊員を指揮監督するとともに、教育隊の効果的運用を図るものとする。
- (2) 副隊長及び隊長補佐は、隊長を補佐し、交通安全教育に関する企画及び隊員の指揮監督に当たるものとする。
- (3) 隊員は、隊長、副隊長及び隊長補佐の指揮を受け、教育隊の任務を遂行するものとする。

第4 活動

1 活動要領

(1) 指導者育成活動は、次により行う。

ア 地域交通安全活動推進委員（道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29に規定する地域交通安全活動推進委員をいう。）、自治体の交通安全担当職員、交通安全教育指導員、各地区交通安全協会関係者その他のボランティア等（以下「地域交通安全活動推進委員等」という。）を対象として行う。

イ 指導者としての心構え、交通安全教育の重要性等交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）を基本として講習を行うものとする。

(2) 教育支援活動は、高齢者教育支援活動、学校教育支援活動、一般教育支援活動及びその他の支援活動に区分の上、次により行う。

ア 署又は自治体、学校等の教育機関、関係団体等（以下「自治体等」という。）が交通安全教育を行う際に支援する。

イ 支援内容は、助言及び補助を行うこと並びに資料及び資機材の提供又は貸与等を行うこととする。

ウ 特に高齢者を対象とした交通安全教育の支援を重点的に行うものとする

2 活動範囲

(1) 指導者育成活動は、県下全域を対象とする。

(2) 教育支援活動は、事故発生状況等を勘案して、隊長が別に定めるものとする。

3 活動方法

(1) 教育隊が行う指導者育成活動及び教育支援活動は、原則として署長からの派遣要請に基づいて行う。

(2) 署長は、自署において交通安全教育を行おうとするとき及び管内の自治体等から交通安全教育の実施について支援等の要望があったときは、原則として当該交通安全教育を実施する日が属する月の前月の20日までに交通安全教育隊派遣要請書（別記様式第1号）を交通企画課長に提出するものとする。

(3) 前号による要請があったときは、交通企画課長は、隊長と教育隊の派遣の必要性及び派遣した場合に行う指導者育成活動又は教育支援活動の内容等を検討し、派遣が必要と認めるときは、隊長に派遣を命ずるものとする。

- (4) 隊長は、派遣要請のあった署長と日程等の調整を図り、毎月月末までに翌月分の活動計画を策定するものとする。

4 活動上の留意事項

- (1) 署長は、管内において交通安全教育を行おうとするときは、地域交通安全活動推進委員等に参加要請を行うなど、交通安全教育に関する指導者との連携を密にし、その育成に配慮すること。
- (2) 隊員は、隊の活動を行うときは、交通安全教育の参加者の動静に注意を払い、その安全の確保に努めること。
- (3) 隊長は、教育隊の活動について、実施結果の検証に努め、その効果の測定を行うとともに、適宜、実施内容の見直しを図り、真に効果的な活動となるように配慮すること。

5 活動日誌

教育隊の活動内容は、交通安全教育隊活動日誌（別記様式第2号）に記録するものとする。

6 様式の保存期間

交通安全教育隊派遣要請書及び交通安全教育隊活動日誌の保存期間は、3年とする。

別記様式1号（第4の3関係）

年 月 日

殿

警察署長

交通安全教育隊派遣要請書

派遣希望日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
派遣場所	
対象者	<input type="checkbox"/> 地域交通安全活動推進委員 人 <input type="checkbox"/> 交通安全教育指導員（各自治体） 人 <input type="checkbox"/> その他 人
内容	<input type="checkbox"/> 指導者育成活動 <input type="checkbox"/> 教育支援活動 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 学校関係 () <input type="checkbox"/> 一般 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()
依頼者	機関・団体名 担当者氏名 連絡先
措置内容	

注 措置内容欄は、記入しないこと。

別記様式第2号（第4の5関係）

参 事 官		隊 長		副 隊 長		補 佐		係 長	
-------------	--	--------	--	-------------	--	--------	--	--------	--

年 月 日
曜日 天候

交通安全教育隊活動日誌	
勤 務 員	
教 育 時 間	午前 時 分～午前 時 分まで（ 分間） 午後 時 分～午後 時 分まで（ 分間）
教 育 場 所	市・郡 町
対 象 者 (人 員)	<input type="checkbox"/> 指導者（ 人） <input type="checkbox"/> 一般（ 人） <input type="checkbox"/> 高齢者（ 人） <input type="checkbox"/> その他（ 人） <input type="checkbox"/> 学校（ 人）
教 育 内 容	
補 助 者	
特 記 事 項	